

国民年金保険料納付免除の申請

国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の人が強制加入する公的年金制度です。しかし、経済的に年金保険料を納めることが難しい場合には、申請により保険料の納付が免除される場合があります。未納のままにしておくと、将来年金を受け取れない等の不利益が生じる場合がありますので、早めに手続きして下さい。

【免除申請について】

対象者	・本人・世帯主・配偶者の前年度所得が一定基準以下の方 ・災害や失業等で納付が難しい方 ※対象になるかどうかについては、直接国民年金担当課へご相談下さい
内容	所得に応じて保険料が免除されます ・全額免除 ・一部免除（3/4 免除、半額免除、1/4 免除）
窓口	市区町村の国民年金担当課

【申請するメリット】

- ・納付が免除された期間は年金受給資格期間（加入期間）に含まれます
- ・将来受給する年金額へ反映されます

【老齢基礎年金額への反映】

	受給資格期間	年金額の反映	将来の老齢基礎年金支給額への反映
全額免除	○	○	免除期間の保険料 1/2 を納付済みとして計算
3/4 免除	○	○	免除期間の保険料 5/8 を納付済みとして計算
半額免除	○	○	免除期間の保険料 6/8 を納付済みとして計算
1/4 免除	○	○	免除期間の保険料 7/8 を納付済みとして計算
未納	×	×	なし

【手続きを忘れていた場合】

申請時点から 2 年 1 ヶ月前までの期間について、さかのぼって免除申請ができます。

※詳しくは、お住まいの市区町村の国民年金担当課、または年金事務所にお問い合わせ下さい。